附　則

（金融監督第一課の所掌事務の特例）

第七条　金融監督第一課は、第二十四条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る事務（検査課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九の二第二号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電子記録移転権利から除かれる場合） **第九条の二**　法第二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　次に掲げる要件の全てに該当する場合 イ　当該財産的価値を次のいずれかに該当する者以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること。 (1)　適格機関投資家 (2)　令第十七条の十二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる者 (3)　企業年金基金であって、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百三十三条の二第二項に定める要件に該当するもの (4)　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第三項に定める要件に該当する個人 (5)　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第四項に定める者 ロ　当該財産的価値の移転は、その都度、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾がなければ、することができないようにする技術的措置がとられていること。 二　法第二条第二項第三号に掲げる権利が当該財産的価値に表示される場合において、その財産的価値の全てが次に掲げる要件のいずれかに該当するとき。 イ　当該財産的価値を業務を執行する社員（当該権利を有する者が社員となる合名会社、合資会社又は合同会社が行う事業に係る業務執行の決定について同意をするか否かの意思を表示し、かつ、当該事業の全部又は一部に従事する者に限る。）以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること。 ロ　当該財産的価値に表示される権利を有する者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又はイに規定する事業に係る財産の分配を受けることがないこと。	（電子記録移転権利から除かれる場合） **第九条の二**　法第二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。 一　当該財産的価値を次のいずれかに該当する者以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること。 イ　適格機関投資家 ロ　令第十七条の十二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる者 ハ　企業年金基金であって、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百三十三条の二第二項に定める要件に該当するもの ニ　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第三項に定める要件に該当する個人 ホ　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第四項に定める者 二　当該財産的価値の移転は、その都度、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾がなければ、することができないようにする技術的措置がとられていること。

附　則

（金融監督課の所掌事務の特例）

第七条　金融監督課は、第二十四条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る事務（検査課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。